

委員質問・意見等

第 128 回定例会（2 月 5 日）受付分

- 原子力規制委員会 に対する 質問  
別紙 のとおり。

第 128 回定例会後（2 月 6 日）受付分

- 東京電力 に対する 質問

地下式フィルタベント設備について、これまで「設計中」ということだったが、刈羽村が 2 月 3 日にこれを「了解」とした。

であれば、構造も含めて公表できるはず。地上式の時は、ずいぶん前から盛んに PR していたが、どういうことか。

## 規制委に対する質問

規制委は、砂丘を切る断層の調査・中越沖地震の評価・ひずみ集中帯調査結果を検討するのか。

規制委と東京電力は、2014. 1. 24 の第 72 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合で、地盤地震に関する相当量の調査計画を示した。

この会合に先立ち、柏崎刈羽発電所 6、7 号機の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリングを実施していたことが規制委のHPで判る。<http://www.nsr.go.jp/activity/regulation/tekigousei/shinsa/kk67.html>

Q 1 : HP から事業者ヒアリングは 1 月 22 日までに 8 回実施されたと読み取れるが、第 5 回と第 7 回が公開されていない。未公開の 2 回は何が議論されたのか。それが公開されない理由は何か。公開するのか。

Q 2 : 調査計画の中に、以下の事項が見当たらない。重要な事項と考えるので調査を求める。調査不要とするならその理由を明らかにされたい。

① 地震調査委員会は、2008. 1 に中越沖地震の震源断層は南東傾斜と北西傾斜があるとした。北西傾斜の震源断層は原発敷地直下にまで及んでいる。この震源断層は真殿坂断層の深部位置に、ほぼ相当している。

東電は中越沖地震後の地下探査（バックチェック対象？）の結果、寺泊層中の S タフ以下には及ばないので地震を起こす断層でないと主張しているようである。この相違点を規制委は解明するのか。

② 中越沖地震後、5 ヶ年間実施されたひずみ集中帯の重点的調査観測・研究プロジェクトは、敷地北約 10 km の東山～三島測線の地下探査を実施し、中越沖地震の震源断層が真殿坂断層の延長部にあるとの断面図が示された。

この測線位置は、東電の設置許可申請書に示された、真殿坂断層の北端の出雲崎町米田より敷地に近い。

ひずみ集中帯の重点的調査観測・研究の成果を、規制委は、柏崎原発の地盤地震評価に反映させるか。

③ 中越沖地震では敷地に近接した青山稲荷付近の古砂丘上に、長さ数十メートルに及ぶほぼ直線状の亀裂が確認された。規制基準の「将来も活動する可能性のある断層等」とは、震源として考慮する活断層及び当該活断層の活動に伴って永久変位をもたらす断層に加え、支持基盤を切る地すべり面が含まれる。”から考えて、当然調査評価対象と考えるが、調査計画に記載されていないようである。

青山稲荷付近の古砂丘上の亀裂を調査対象とするか。調査対象にしないならその理由は何か。

④ 敷地内には無数の古砂丘を切る断層（過去の設置許可申請書で大湊の断層として記載された断層等）が存在している。

従前は、東電も国も、敷地内の断層を基盤から安田層に至るものは古砂丘を切っていないから問題なしとし、古砂丘を切る断層は表層の地すべり故問題なしとしていた。

これら断層は、新規制基準では年代からも仮に成因が表層の地すべりであっても対象となったと考える。

敷地内外の古砂丘を切る断層を調査対象とするか。調査対象にしないならその理由は何か。